

健康保険法一部改正について

時下、増々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年成立しました健康保険法の一部改正において、平成28年4月、10月より施行されます内容を下記のとおりお知らせいたしますので、各従業員の方にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成28年4月～

1. 標準報酬の上限が改正されます。

毎月の保険料や保険給付の基礎となる標準報酬月額等の等級区分が見直され、従来の47等級から上限が3等級追加され、50等級になります。

報酬月額が1,235,000円以上の被保険者については、現在の標準報酬月額の基礎になった報酬月額に基いて決定されますので、別途届出をする必要はありません。(健康保険組合から該当者宛に通知をお送りします)

●追加・変更される標準報酬月額等級

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上～1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上～1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上～1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

現行	平成28年4月～
上限121万円 (47等級)	⇒ 上限139万円 (50等級)

2. 標準賞与額の上限が改正されます。

賞与にかかる保険料を計算するときの年度(4月1日～翌年3月31日まで)上限設定が改正されます。

現行	平成28年4月～
年間540万円	⇒ 年間573万円

なお、1、2ともに
厚生年金保険にかかる部分については
変更はありません。

3. 傷病手当金・出産手当金の計算方法が見直しされます。

傷病手当金、出産手当金について、標準報酬日額の対象期間が改正されます。
ともに支給開始日から見て、下記期間で算定します。

現 行	⇒	平成28年4月～
直前1ヵ月		直近12ヵ月の平均

※標準報酬月額が定められた月が12ヵ月に満たない場合は
①直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1
②支給開始日が属する年度の前年度の9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1
のいずれか少ない方が基準になります。

4. 入院時の食事代が見直しされます

入院時の食事一部負担金が段階的に引き上げられます。

現 行	⇒	平成28年4月～	⇒	平成30年4月～
1食260円		1食360円		1食460円

入院中の食費は、本来1食640円。
一般所得の人はそのうち380円が健康保険で賄われるため、1食260円の負担で済んでいます。平成28年4月以降は、健康保険からの食費の給付が縮小されます。

5. 紹介状なしで大病院を受診する際に定額負担が導入されます。

救急等の場合を除き、紹介状なしで大病院(特定機能病院及び500床以上の病院)を受診すると、初診時または再診時に医療費の一部負担に加えて、定額負担(5,000円～10,000円程度)がかかります。

6. 患者申出療養費が創設されます。

患者からの申し出により、国が安全性、有効性、実施計画の内容を審査した治療が保険外併用療養費の支給対象となり、健康保険の治療と併用して受けられるようになります。
※国内未承認の医薬品等にかかる医療費は自己負担です。

平成28年10月～

1. パート・アルバイトの方への社会保険の適用が拡大されます。

平成28年10月から、短時間労働者の方の社会保険の加入条件が見直され、より多くの方が勤務先の社会保険に加入できるようになります。被扶養者だった人が基準の変更で勤務先の健康保険に加入する場合は、被扶養者異動届の提出が必要です。

現 行	⇒	平成28年10月～
週30時間以上勤務する人		・週20時間以上勤務する人 ・月額賃金8.8万円以上の人(年収106万円以上) ・勤務期間1年以上が見込まれる人

※従業員501人以上の事業所が対象 ※原則学生は適用除外

2. 被扶養者の兄・姉の「同居」条件が撤廃に

被保険者の兄弟姉妹が被扶養者になる場合、被保険者の収入で生活しているという「生計維持」の条件の他、兄弟姉妹については

「同居」が条件となっていたが、平成28年10月から「同居」条件が撤廃されます。

ただし、別居の場合は仕送り等の確認をすることとなります。